

新型コロナウイルス感染症  
まん延防止等重点措置の適用に伴う本会の対応について

令和4年2月21日 総社市社会福祉協議会

新型コロナウイルス感染拡大により適用された「まん延防止等重点措置」の期間延長に伴い、本会の対応について、次のとおり留意点を確認する。

【まん延防止等重点措置（実施期間）】

令和4年1月27日（木）～ 3月6日（日）まで

- ① **市内公共施設**（総社市総合福祉センターならびにやすらぎの家・ひだまりの家・さんあいの家・ふれあいセンター山手など）の施設の利用人数は、**定員の半数を限度**とする。
- ② **大きな声を出す、歌を歌う、飲食を伴う**などの利用は**自粛**する。
- ③ **十分な換気を行う**。  
※30分に1回、5分程度を目安とする
- ④ 利用については、マスクの着用・手洗い・手指消毒・検温・人との距離をとるなど基本的な**感染症対策を徹底**する。
- ⑤ 期間中における**新規の会場受付は、原則、中止**とする。

上記を基本として、引き続き感染対策を徹底して活動を継続する。

■職員について

- ・マスク（不織布）の着用、手洗い、体温測定、手指の消毒、黙食、3密（密閉・密集・密接）防止など引き続き感染対策を徹底する。  
※体調不良など異変が生じた場合は、速やかに所属課長に報告する。
- ・一人ひとりが感染対策を意識して業務にあたる。

■事業の実施について

- ・会議や研修、イベント等は十分な感染対策をしたうえでの継続実施とする。  
※感染予防対策（人数制限、リモート活用、電話・メール対応など）を  
実践する。